

生徒との連絡手段に係るガイドライン

1 趣旨

電子メール及びSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等を介した生徒との連絡のやりとりに端を発した事件や事故が近年多発し、憂慮させる状況にある。

こうした状況を踏まえ、本校において教職員と生徒との連絡手段に係る方法については次のガイドラインのとおりとする。

2 適用の対象とするもの

- (1) 携帯電話、パソコン、スマートフォンなどを利用した電子メール及び通話
- (2) LINE、X（旧ツイッター）、フェイスブックなどのSNS
- (3) その他、個人的な連絡を仲介できると思われるものすべて

3 具体的な内容

(1) 利用場面について

上記2に該当する対象物を生徒との間で利用する場合は次のとおりとする。

ア学級担任がクラスの生徒に対して行う緊急連絡（事前又は後日でも連絡できるものは文書あるいは口頭で連絡を行う）

イ部活動（含、外局）の顧問が行う生徒への緊急連絡（事前又は後日でも連絡できるものは文書あるいは口頭で連絡を行う）

ウ上記ア及びイの場合以外については、対象となる生徒の保護者にもその趣旨を伝えること

(2) 利用時の内容について

利用する内容については次のとおりとする。

ア利用場面が緊急時の連絡のみとなるので、利用内容は確認及び予定、その理由についてのみとし、相談事などについては他の教職員に連絡した上で、学校において行うこととする

イ生徒から相談があった場合についても、改めて学校において行う旨を伝えること

(3) 利用時間帯について

常識的な時間帯とする。

4 その他

(1) 本ガイドラインの内容について定期的に検証し、常に見直しをすすめる。

(2) 本ガイドラインについては保護者及び生徒に周知し、理解と協力を求める。

平成27年5月26日 制定
令和6年4月1日（一部）改正